

## 食事による栄養摂取量の基準を定める告示の改正に関する意見募集について

「食事による栄養摂取量の基準」を定める告示の改正について、平成 22 年 1 月 18 日(月)から平成 22 年 2 月 22 日(月)まで意見募集をしているところである。

食事による栄養摂取量の基準（平成二十一年厚生労働省告示第四百七号）の全部を改正する件について（概要）

### 1 趣旨

厚生労働省では、熱量及び健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）において定めることとしている栄養素（※）に係る食事摂取基準（糖類を除く。）を、「日本人の食事摂取基準（2005 年版）」（別紙 1 参照）を基本に、厚生労働大臣告示として規定しているところ。

今般、「日本人の食事摂取基準（2010 年版）」（別紙 2 参照）が策定され、平成 22 年 4 月 1 日から適用されることに伴い、告示を改正するもの。

- （※）
- ・ たんぱく質
  - ・ n-6 系脂肪酸及び n-3 系脂肪酸
  - ・ 炭水化物及び食物繊維
  - ・ ビタミン A、ビタミン D、ビタミン E、ビタミン K、ビタミン B<sub>1</sub>、ビタミン B<sub>2</sub>、ナイアシン、ビタミン B<sub>6</sub>、ビタミン B<sub>12</sub>、葉酸、パントテン酸、ビオチン及びビタミン C
  - ・ カリウム、カルシウム、マグネシウム、リン、鉄、亜鉛、銅、マンガン、ヨウ素、セレン、クロム及びモリブデン
  - ・ 脂質、飽和脂肪酸及びコレステロール
  - ・ 糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）
  - ・ ナトリウム

### 2 概要

「日本人の食事摂取基準（2010 年版）」が策定され、熱量及び各栄養素の摂取量の基準に係る年齢区分や数値の変更等が行われたことから、所要の改正を行うものである。

### 3 被改正法令

健康増進法第 30 条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める食事による栄養摂取量の基準

### 4 施行日

平成 22 年 4 月 1 日